令和８年度 森山中学校

いじめ防止基本方針（学校の基本方針）令和８年４月

本校では「いじめ防止対策推進法（平成25 年法律第71 号）」に従い、「いじめ」について次のように捉え、取組と対応を行います。

【いじめ防止対策推進法（一部抜粋）】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

１．「いじめ」に関する考え

『「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。（「いじめ防止対策推進法」第１章 総則（定義）第２条より抜粋）』と法に記された内容と意味を職員及び児童、保護者で共有し、全ての児童を対象に、いじめの加害・被害とならないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

２．「いじめ防止」への取組

『児童は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第１章 総則（いじめの禁止）第４条より）』と法に記されていることを受け、その未然防止に向け、学校は「いじめ対策委員会」を設置し、「人権尊重」「良好な関係づくり」「思いやりの精神」の醸成及び規範意識の育成に組織的かつ計画的に取り組みます。また、いじめの相談・通報の窓口としての役割を担い、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を収集し、その後の対応の検討と指示を行います。

併せて、「傍観者」がいじめを促進する環境となることを踏まえ「仲裁者」や「相談」など勇気を持ち、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努めます。

３．「いじめ事案」への対応

いじめの疑いがある場合は、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童から聴取を行い心のケアといじめから守るための安全を確保します。また、「いじめ対策委員会」と保護者等と情報を共有して対応します。状況に応じて心理や福祉等の外部専門家の協力を得るなどいじめられた児童に寄り添い支える体制を作ります。

いじめたとされる児童からも聴取を行い、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行います。

相互にいじめが解消し、下記の要因と再発の可能性が全くないと判断できるまで、継続して十分な注意・観察と指導を行います。

〈いじめ解消の要件〉

（要件１）いじめに係る行為が止んでいること

（要件２）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

４．「いじめ重大事態」について（「いじめ防止対策推進法 第２８条、３０条」）

下記の場合には、その事態を「重大事態」として対処し、同種の事態の発生の防止のため、組織を設け、教育委員会を通じて、地方公共団体の長に報告します。

一 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間３０日を目安として連続して欠席しているなど）